

第 3 5 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 開 会

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年6月13日(火)午前9時30分 米沢市農業委員会第35回農地部会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	13番 菅野英一郎 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 伊藤精司 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	16番 高橋秀治 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
5番 二宮啓一 委員	11番 上村貞義 委員	18番 石川正義 委員
6番 長谷部秀昭 委員	12番 中村圭介 委員	

欠席通告委員(1名)

14番 安部輝雄 委員

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地主査	戸田 美恵子
主査	水谷 春栄
主査	仁科 恭浩
主事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

- |      |   |
|------|---|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について  |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について                              |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について                                       |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について  |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                                     |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について   |
| 議第6号 | 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について |

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。  
時間前ですが、全員出席ということで、部会のほうを進めていきたいと思  
います。

6月クールビズということで衣がえの中、委員証等を着用し忘れなどない  
ように気をつけていただきたいと思います。

では、早速部会を進めていきたいと思います。

初めに、「農業委員憲章」の唱和を、発声は17番 大野澤進委員にお願  
いいたします。

(唱和)

安部輝雄委員が欠席ということで、本日の出席委員は18名中17名であ  
り、去る6月7日に通知しました第35回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、7番 中根友裕委員、8番 高橋信夫委員を  
指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局か  
らありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正などありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いいたします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及  
び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたので報告いたします。

受理番号8号から12号までの計5件でございます。田が3筆 253.  
26㎡、畑が8筆 1,058.11㎡でございます。よって合計は11筆  
1,311.37㎡となっております。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の表  
示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用  
年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろより道路として  
使用しているためです。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示  
と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年  
月日は昭和55年10月です。申請理由は、昭和55年10月より通路とし

て利用しているためです。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和30年ごろです。申請理由は、昭和30年ごろに住宅を建築し、宅地として利用してきたためです。

受理番号11号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和30年ごろです。申請理由は、昭和30年ごろより物置として利用してきたため(3860-2)。平成4年ごろより住宅として利用しているため(3861-1)。昭和47年ごろより車庫として利用しているため(3861-9)です。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和63年ごろです。申請理由は、昭和63年ごろから耕作しておらず原野の状態とまっているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査  
議 長  
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号18号の計1件です。申請人は記載のとおりです。地積及び筆数は、田1筆 1, 222.56㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は土地改良に伴う地番と地積に変更があったためです。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)

議 長 伊藤委員。

1 5 番 自分の案件がありますので、退席させていただきます。

(伊藤精司委員 退室)

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

では、32号を上程いたします。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 6番長谷部です。

〇〇〇〇の案件になります。〇〇〇〇の自宅の2軒隣との農地が耕作放棄というか、しばらく使われていない田んぼがありまして地元で何とかならないかというぐあい所有者にそう言ったら、「もう持ってもらえないか」という逆をお願いされたというようなことで相手方の要望による、売買だそうです。問題ありません。よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号32号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では伊藤会長。

(伊藤精司委員 入室)

議 長 それでは、受理番号31号から32号を除く37号までについて、上程いたします。

では、31号。

1 7 番 (大野澤 進委員 挙手)

議 長 大野澤委員。

1 7 番 17番 大野澤です。

31号をご報告いたします。

去る6月11日、日曜日だったんですけれども〇〇〇〇さんとお会いしてお話を聞いてきました。前から△△さんから〇〇さんが一応田んぼを借りて

耕作していたわけですが、今回△△△△さんのお父さんが亡くなりまして〇〇〇〇さんとの新たな賃貸借ということで、△△△△さんからの要望での貸し借りなので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

では、33号。  
(鈴木孝一委員 挙手)

鈴木委員。

33号につきましてご報告させていただきます。

6月2日の日にお会いしましてお話を聞いてまいりました。なお、〇〇〇〇さんと△△さんは親子でございます。△△さんの息子さんですが、現在も農業を継続しておられ父親の年金受給ということで再設定でございますので、何ら異状ないかと判断されます。

以上でございます。

議 長  
6 番  
議 長  
6 番

では、34号。  
(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。

6番長谷部です。

受人の〇〇さん、渡人の△△さん隣同士の畑ということになります。渡人の畑なんですけれどもしばらく耕作放棄ということで、作付前段の整備は大変だけれどもそこを譲り受けてきれいにしたいということで売買の契約ですが、問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

では、35号。  
(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4番 高橋です。

35号、36号、37号についてご報告申し上げます。

この案件は手塚隆委員の担当の区になっておりまして、先日の農地相談の折、お話をしました。35号につきましては親子間、〇〇〇〇さん△△さんは親子でありまして、経営移譲年金の受給のための使用貸借ということでの報告でございました。36号、37号につきましては先ほど解約の件で18号1号議案でありましたが、土地改良は完了いたしまして新しい地番での貸借を結んだということでございます。36号〇〇〇〇さんは△△さんのおじいさんに当たります。37号につきましては〇〇〇〇さんは△△さんのお父さんでございまして、△△さんは新規就農ということでイタリア野菜などをつくって頑張っているということで報告ございましたので、問題ないと思われれます。お願ひします。

議長 それでは、受理番号31号から32号を除く37号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号31号から32号を除く37号までについて、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号31号から37号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号4号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議します。

受理番号4号 許可 平成23年8月22日、農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○ 承継者 △△△△。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの受理番号4号について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号4号については、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号4号については、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号17号から19号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号17号から19号までの計3件で、畑のみ4筆 480.27㎡、よって合計も同一でございます。



受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（29台）の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は住宅展示場（1棟）の建設のためです。こちらは2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
それでは、受理番号17号お願ひします。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員。

1 1 番 11番上村です。

17番は角屋委員の調査案件であります。農地相談の折に角屋委員から報告がありました。内容は6月1日に現地調査並びに申請人への聞き取りを行いまして、問題ないという報告を受けております。よろしくお願ひいたします。

議 長 18号。

1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)

議 長 伊藤委員。

1 5 番 15番 伊藤です。

18号について説明いたします。

この場所は山王堂委員の調査区域でありまして、農地相談の折、山王堂委員から聞いたところ○○さんが土地を売りたいということで△△さんに売買ということで、1種農地でありますので集落接続というので問題ないと思われまますので、よろしくということでありますので審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 19号。

9 番 (鈴木孝一委員 挙手)

議 長 鈴木委員。

9 番 19号につきまして報告をさせていただきます。

なお、この案件につきましては遠藤委員の調査された内容でございますが、6月7日農地相談の折に報告ありました内容をお伝え申し上げます。△△△△さんが住宅展示場ということで、この畑の部分をご利用されるということ

でございます。先の事業計画変更の種類地番でございますが、事情があり小関さんからの引き継ぐということで、△△△△さんが住宅展示場に利用されるということの内容の報告でございましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

議長 　　ただいまの受理番号17号から19号について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 　　なし。

議長 　　ないので、受理番号17号から19号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　異議がないので、受理番号17号から19号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から3号を上程します。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 　　仁科主査。

仁科主査 　　議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から3号までの計3件でございます。内訳につきましては、再設定3件という内容になっております。なお、この筆数、地積につきましては、田のみ9筆 21, 294㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農業仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農業仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農業仲介による賃貸借権の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18第3項の要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 　　なし。

議長 　　ないので、受理番号1号から3号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1から3号について、議案書のとおり米沢市が  
計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、  
を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田主査 議第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及  
び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、去  
る4月20日の活動計画策定委員会の協議に基づき作成したところです。そ  
の上で5月9日から1カ月間ホームページ掲載をし意見を求めた結果、全て  
の項目において意見の提出はありませんでした。従って、この内容で県を通  
じ、東北農政局に提出することについて承認を得るため委員会に付議します  
ので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点  
検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて、承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、承認することに決定いたしました。

以上で本日提案しました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何  
かありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、これで第35回農地部会を閉会いたします。ご苦労さ  
までした。

閉 会 午前9時52分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年6月13日（火）

米沢市農業委員会

農地部会長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----